

第75号議案 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を
改正する条例

	ページ
1 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例 の改正理由等	1～2
2 新旧対照表	3

1 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の改正理由等

(1) 改正理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。(平成31年4月1日施行。ただし、森林環境税は令和6年1月1日施行。)

森林環境税及び森林環境譲与税は、国内の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、森林環境譲与税は森林の整備及びその促進に要する経費に充てるよう定められている。

法令で定められた用途どおり確実に執行するとともに、長期にわたり森林の整備及びその促進に関する施策の費用と財源の関係を明確にするため、森林環境譲与税の受入先として「森林環境譲与税基金」を設置したいことから、「長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例」の一部を改正するもの。

(2) 基金設置目的

森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため。

(3) 積立予定額

(単位：千円)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
24,528	24,528	24,528	36,794	36,794	36,794	52,124	52,124
R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度～	
52,124	52,124	67,456	67,456	67,456	67,456	82,788	

(4) 施行期日

公布の日

【参考】

ア 森林環境税（令和6年度～）

(ア) 納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

(イ) 税率：1,000円

(ウ) 賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

※令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応。

イ 森林環境譲与税の譲与基準

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分。

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分。

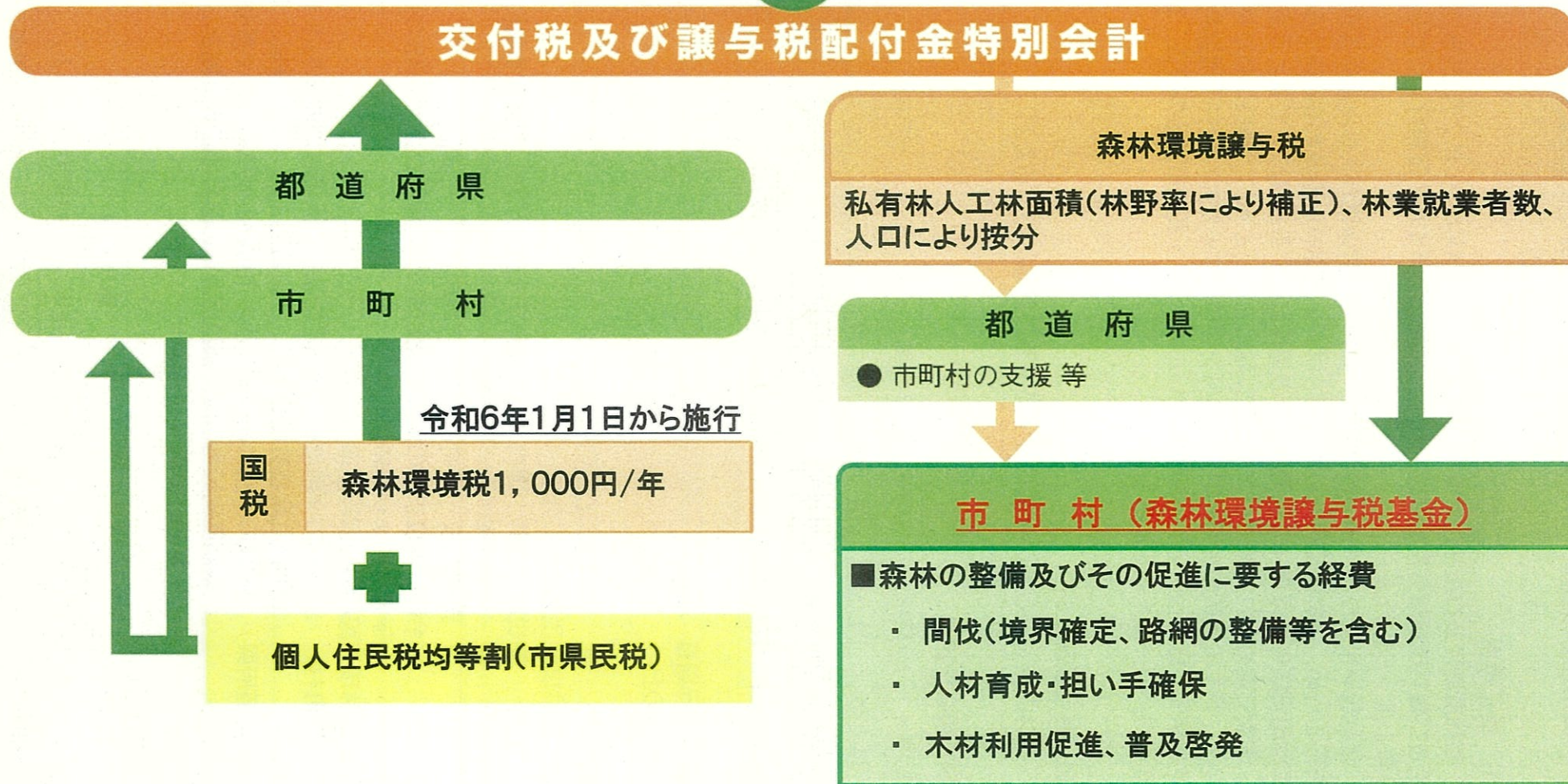
※制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

	譲与基準			
	私有林人工林面積 (ha)	補正率	林業就業者 (人)	人口 (人)
長崎市	4,420.89	1.0	66	429,508

(5) 「森林環境税」「森林環境譲与税」のフロー図



平成31年4月1日から施行



2 新旧対照表

現行	改正後（案）																		
○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例	○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例																		
（設置）	（設置）																		
第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。	第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（中略）</td> </tr> <tr> <td>駐車場施設整備基金</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	（略）	（中略）		駐車場施設整備基金	（略）	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（中略）</td> </tr> <tr> <td>駐車場施設整備基金</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>森林環境譲与税基金</td> <td>森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充当する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	（略）	（中略）		駐車場施設整備基金	（略）	森林環境譲与税基金	森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充当する。
名称	目的																		
財政調整基金	（略）																		
（中略）																			
駐車場施設整備基金	（略）																		
名称	目的																		
財政調整基金	（略）																		
（中略）																			
駐車場施設整備基金	（略）																		
森林環境譲与税基金	森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充当する。																		
（積立て）	（積立て）																		
第2条 基金は、毎年度予算の定める範囲内で積み立てる。	第2条 （同左）																		
（管理）	（管理）																		
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。	第3条 （同左）																		
2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。	2 （同左）																		
（運用益金の処理）	（運用益金の処理）																		
第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度歳入歳出予算に計上してそれぞれの基金に編入するものとする。	第4条 （同左）																		
（繰替運用等）	（繰替運用等）																		
第5条 市長は、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。	第5条 （同左）																		
（処分）	（処分）																		
第6条 市長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部をその目的に従つて処分することができる。	第6条 （同左）																		
（委任）	（委任）																		
第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第7条 （同左）																		